



交通安全ニュース



R 6 . 7 . 1 8

No. 6 - 1 2

香川県警察本部
交通部交通企画課

令和6年中に

罰則強化

自転車の交通ルールが変わります。

令和6年5月24日に「**道路交通法の一部を改正する法律**」が公布されました。

今回、法律が改正されたことで、**令和6年中に自転車の交通ルール**が一部、変わることとなりますので、**下記をご覧ください。**

運転中のながらスマホ

スマートフォンなどを手に保持して、自転車で乗りながら「通話」「画面（画像）を注視」する行為が厳罰化されます。

酒気帯び運転および帮助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

これまで自転車の「酒酔い運転」に関する罰則は整備されていましたが、今回、「**酒気帯び運転**」等も罰則が整備されました。

香川県内では、

5万円以下の罰金

改正

違反者は、
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
＜交通の危険を生じさせた場合＞
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

自動車や原動機付自転車と同様の罰則が適用されることとなります。

罰則なし

改正

違反者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
自転車の提供者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
酒類の提供者・同乗者は、
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

上記のほかにも、道路交通法の「定義」が変わることとなります。

ペダル付き原動機付自転車



『モペット』や『ペダル付電動バイク』等と呼ばれることもあります

左のような、『原動機に加えてペダル等を備えている原動機付自転車等』を運転する際、ペダル等を用いて走行することが「原動機付自転車等」の運転に該当することが**道路交通法で明確化**されます。

注意!
このような乗り物を「**ペダルのみ**」を使用して運転する場合でも、「**自動車**」や「**原動機付自転車**」の運転になります。

交通ルールを正しく理解して、安全な利用（運転）に努めましょう！

